

北海道立特別支援教育センター公式「Twitter」運用ポリシー

(平成30年9月14日 北海道立特別支援教育センター所長決定)

第1 目的

即時性と情報の拡散性を特徴とするTwitterを北海道立特別支援教育センターの広報媒体として活用し、ホームページと連動しながら、当センターの事業等に関する情報発信を行うことを目的として開設する。

第2 用語の定義

Twitterに関する主な用語の定義を、次のとおりに定める。

- (1) Twitter：インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開できるTwitter社が提供しているサービスをいう。
- (2) アカウント：Twitterを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (3) ツイート：Twitterに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (4) リプライ：他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (5) リツイート：他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (6) フォロー：他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

第3 運用主体

北海道立特別支援教育センター公式Twitter（以下「本Twitter」という。）の運営主体は、北海道立特別支援教育センターとし、アカウント管理、パスワード管理を行う。

- 2 アカウント名は、『pref_tokucen』とする。

第4 発信時間

原則として、平日の勤務時間内とする。

第5 意思決定

ツイートをする際は、北海道立特別支援教育センター所長の決裁を得て行う。

第6 ツイート内容

本Twitterは、北海道立特別支援教育センターに関する次に掲げる事項を要約又は補足する等、関連する情報をツイートする。

- (1) 北海道立特別支援教育センターがホームページに掲載した情報
- (2) 北海道立特別支援教育センターが発行する広報用印刷物に掲載した情報
- (3) 北海道立特別支援教育センターが報道発表した情報
- (4) 緊急時の情報を紹介するサイト
- (5) その他、国又は道の重要施策や教職員の研修や研究等に関する事項で、北海道立特別支援教育センター所長が特に必要と認めるもの。

第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

本Twitterは、専ら情報発信に用いることとしているため、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、教職員に広く周知すべきと思われるツイートや、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあっては、国、他自治体等が運用するアカウントで、北海道立特別支援教育センター所長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

第8 ホームページとのリンク

ツイートするリンク先は、原則として北海道立特別支援教育センターが運用するホームページのみとする。ただし、緊急時の情報を紹介するサイトを掲載する場合などにあっては、国、他自治体等が運用するホームページで、北海道立特別支援教育センター所長が認めるものはこの限りではない。

第9 運用留意事項

本Twitterの運用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 北海道立特別支援教育センターのアカウントであることを証明するため及びなりすましによる誤情報の流布を防ぐため、本Twitterのアカウント名を北海道立特別支援教育センターホームページ上に明示する。
- (2) アカウントの運用主体及びツイート内容については、本Twitterのプロフィール欄に明示する。
- (3) 情報は正確に記述する。
- (4) ツイートするリンク先は、本来のURL（ドメイン）が分かるよう、原則として、URL短縮サービスを使用しない。
- (5) 本Twitter運用ポリシーは、北海道立特別支援教育センターホームページに掲載する。
- (6) ツイートする際は、地方公務員法をはじめとする関係法令や職員の職務、情報の取り扱いに関する規定を遵守する。
- (7) 意図せずして北海道立特別支援教育センターが発信した情報により他者を傷付けたり、誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。

第10 本Twitterに対する問合せ

北海道立特別支援教育センターホームページの「問合せ」から受け付ける。

第11 その他

その他、この本Twitter運用ポリシーの実施について必要な事項は、北海道立特別支援教育センター所長が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、平成30年9月21日から施行する。